

## 議第29号

## 滋賀県警察関係事務手数料条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和4年2月14日

滋賀県知事 三日月 大 造

## 滋賀県警察関係事務手数料条例の一部を改正する条例

滋賀県警察関係事務手数料条例（平成12年滋賀県条例第32号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項の表に次のように加える。

(5) 道路交通法第108条の2第1項第14号に掲げる講習	別表第7第1項の表(12)の項セに定める警察関係事務手数料	指定講習機関
-------------------------------	-------------------------------	--------

別表第6(7)の項中「1,800円」を「1,600円」に改める。

別表第7第1項の表(2)の項中「第91条」の右に「または第91条の2第2項」を加え、同表(4)の2の項中「第97条の2第1項第3号イ」の右に「もしくはロ」を加え、「検査手数料」を「認知機能検査手数料」に、「750円」を「1,050円」に改め、同項の次に次のように加える。

(4)の3 法第97条の2第1項第3号イもしくはハまたは第101条の4第3項の規定により運転技能検査を受けようとする者	運転技能検査手数料	3,550円
---	-----------	--------

別表第7第1項の表(12)の項中

シ 法第108条の2第1項第12号に掲げる講習 （ア）小型特殊自動車免許以外の第一種運転免許または第二種運転免許を受けている者に対する講習（法第97条の2第1項第3号イ、第101条の4第2項または第101条の7第4項の規定により認知機能検査	5,100円
---	--------

<p>の結果に基づいて行うものを除く。)</p> <p>(イ) 小型特殊自動車免許以外の第一種運転免許または第二種運転免許を受けている者に対する講習（法第97条の2第1項第3号イまたは第101条の4第2項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものに限る。）</p> <p>(ウ) 小型特殊自動車免許以外の第一種運転免許または第二種運転免許を受けている者に対する講習（法第101条の7第4項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものに限る。）</p> <p>(エ) 小型特殊自動車免許のみを受けている者に対する講習（法第97条の2第1項第3号イ、第101条の4第2項または第101条の7第4項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものを除く。）</p> <p>(オ) 小型特殊自動車免許のみを受けている者に対する講習（法第97条の2第1項第3号イまたは第101条の4第2項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものに限る。）</p> <p>(カ) 小型特殊自動車免許のみを受けている者に対する講習（法第101条の7第4項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものに限る。）</p> <p>ス 法第108条の2第1項第13号に掲げる講習</p> <p>セ 法第108条の2第1項第14号に掲げる講習</p>	<p>5,100円（当該認知機能検査の結果について道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「府令」という。）第29条の3第1項の式により算出した数値が76未満であるものにあつては、7,950円）</p> <p>5,800円</p> <p>2,250円</p> <p>2,250円（当該認知機能検査の結果について府令第29条の3第1項の式により算出した数値が76未満であるものにあつては、4,450円）</p> <p>2,350円</p> <p>12,500円（当該講習が府令第38条第13項第2号の表第1号に掲げる講習方法に係るものである場合にあつては、9,050円）</p> <p>講習1時間につき2,000円</p>	<p>を</p>
--	--	----------

シ 法第108条の2第1項第12号

に掲げる講習 （ア）法第71条の5第3項に規定する普通自動車対応免許（以下「普通自動車対応免許」という。）を受けている者（法第97条の2第1項第3号イおよびハに掲げる者ならびに法第101条の4第3項の規定の適用を受ける者を除く。）に対する講習	6,450円	に改め、同表(13)の項中「また
（イ）普通自動車対応免許を受けている者（法第97条の2第1項第3号イもしくはハに掲げる者または法第101条の4第3項の規定の適用を受ける者に限る。）または第一種運転免許もしくは第二種運転免許であって普通自動車対応免許以外のもののみを受けている者に対する講習	2,900円	
ス 法第108条の2第1項第13号に掲げる講習	12,500円（当該講習が道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第38条第13項第2号の表第1号に掲げる講習方法に係るものである場合にあっては、9,050円）	
セ 法第108条の2第1項第14号に掲げる講習	講習1時間につき2,250円	
ソ 法第108条の2第1項第15号に掲げる講習	講習1時間につき2,000円	

は第13号」を「、第13号または第14号」に改め、別表第7第2項の表(11)の項中「1,400円」を「1,450円」に、「800円」を「1,200円」に改め、同表(12)の項を次のように改める。

(12) 法第108条の2第2項の規定に基づく講習の受講料	
ア 特定任意講習	同 1,350円
イ 特定任意高齢者講習	
（ア）普通自動車対応免許を受けている者（法第97条の2第1項第3号イおよびハに掲げる者ならびに法第101条の4第3項の規定の適用を受ける者を除く。）に対する講習	同 6,450円
（イ）普通自動車対応免許を受けている者（法第97条の2第1項第3号イもしくはハに掲げる者または法第101条の4第3項の規定の適用を受ける者に限る。）または第一種運転免許もしくは第二種運転免許であって普通自動車対応免許以外のもののみを受けている者に対	同 2,900円

## する講習

## 付 則

- 1 この条例は、令和4年5月13日から施行する。ただし、別表第6の改正規定および次項の規定は、同年4月1日から施行する。
- 2 滋賀県収入証紙条例（昭和39年滋賀県条例第15号）の一部を次のように改正する。  
別表第3号中「別表第1から別表第6まで、別表第7（同表第2項の表(1)の項に規定する手数料を除く。）および別表第8から別表第13まで」を削る。